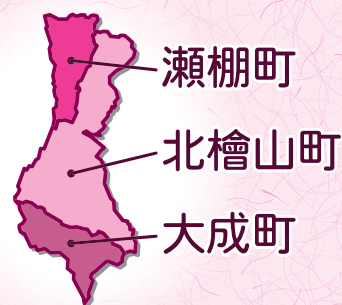


豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にすまちをめざして



第2回合併協議会で

「合併の方式」
「合併の期日」
「新町の名称」
を協議

- 第2回合併協議会開催…2
- 事務事業に関する調整方針…6
- 新町建設計画の概要…7
- ホームページを
開設しました…8

第2号
2004.5

編集・発行 檜山北部3町合併協議会事務局

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

第2回合併協議会開催

合併の 合併の 新町の 方式・期日・名称を協議



第2回檜山北部3町合併協議会が、平成16年4月23日(金)に瀬棚町町民センターで開かれました。

以前に設置されていた、檜山北部3町合併問題協議会(任意協議会)の調整内容が説明された後、「合併の方式」「合併の期日」「新町の名称」についての協議を行ないました。

今回の協議事項は合併協議の中でも基本となる項目であり、熱心な議論が行なわれました。

説明事項

◎檜山北部3町合併問題協議会調整

内容説明

檜山北部3町合併問題協議会(任意協議会)において検討された調整内容の説明がありました。

■主な意見・質問

意見—任意協議会の調整内容は、約一年間にわたり慎重に協議した結果をまとめたものです。これを法定協議会の原案として、協議を行なう形で進めていただきたいと思います。

意見—任意協議会の調整内容は、合併協議の指標として非常に参考にな

るものですし、話の柱にしていかなければいけないと思います。
会長—参考にしながら取り組んでいきたいと思えます。

質問—合併の議論をするに当たって、先が見えなければ不十分なものになっていくと思います。任意協議会の段階でダイジェスト版も出ておりますので、まず、このダイジェスト版について、この場できちんと報告するべきではないですか。

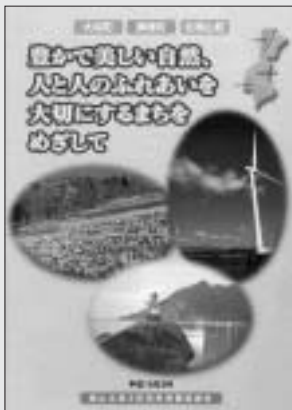
回答—第一回協議会でまちづくりプラン(案)を皆さんにお示ししましたが、あれがダイジェスト版のもとなりました。今後作成される新町の建設計画の基礎資料として、そ

檜山北部3町合併問題協議会(任意協議会)

平成15年2月25日に設置。当初は今金町・北檜山町・瀬棚町・大成町の4町で協議を行っていたが、平成16年1月22日に今金町が離脱し、3町となる。主な役割は、法定協議会への円滑な移行を行なうための調査や資料づくりで、11回の協議会を開催。平成16年3月に解散。

ダイジェスト版

「任意協議会」で協議した内容をまとめ、住民への配布を目的として、分かりやすく要約したもの。



◀作成されたダイジェスト版。平成十六年四月に三町の全世帯に配布された。

のまちづくりプランを活用していき
たいと思つのですが、その際にダイ
ジエスト版も一緒に協議していただ
ければと思います。

質問—今、新町の建設計画の話が出
ましたが、私は一番先に考えなけれ
ばいけないのは、その部分だと
思っています。しかし、それが協定
項目の二十二番目になっています。
一番大事なことが最後になっている
わけです。これはいかなものかと、
疑問に思っていました。

回答—協定項目の二十二番目になっ
ておりますが、協議が最後になるこ
ういう意味ではありません。事務局と
しては、次回の協議会で建設計画に
ついて提案をしたいと考えています。

協議事項

◎合併の方式（承認）

合併の方式の選択によって、その
後の協定項目の協議内容が大きく異
なるため、「新設合併」「編入合併」そ
れぞれに対し、選択した場合にその
後の協議がどのようになるのか、細

かな説明がありました。

■主な意見・質問

質問—先ほど任意協議会での調整を
原案にするという話がありましたの
で、任意協議会でのような議論が
あったのか報告していただきたいと
思います。

回答—任意協議会では、当初「新設
合併」「編入合併」の二本立てで走っ
ておりました。その後協議を進める
中で、住民の皆さんのことも考え、中
心部だけがよくなってしまつような
五十年前の合併の轍を踏まないため
にも「新設合併」という結論に達し
ました。

意見—「新設合併」と「編入合併」で
は差が歴然としています。「編入合
併」となった場合、編入される立場
の町は非常に不利益をこうむること
になると思います。やはり「新設合
併」が理想だと思えます。

会長—皆さんから意見をいただいた
中で、「新設合併」という意見が多い
ようですので、その方向でまとめて
いきたいと思えます。
会場より「異議なし」という声か
ありました。

協定項目
1

合併の方式

調整内容

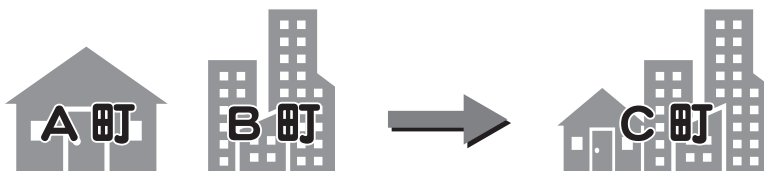
瀬棚郡瀬棚町、同郡北檜山町及び久遠郡大成町を廃し、
その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。

「市町村の合併」とは、市町村の合併の特例に関する法律（合併特例法）に、「2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うもの」と定義されています。

合併の形態には「新設合併」と「編入合併」の2種類があり、檜山北部3町合併協議会では、「新設合併」を選択することが承認されました。

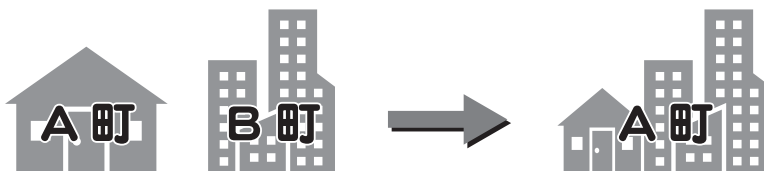
「新設合併」と「編入合併」の違い

新設合併



二つ以上の市町村を廃し、
その区域に新たに一つ以上
の市町村を置くこと。
この場合、A町、B町とも
に法人格は消滅します。

編入合併



一つ以上の市町村を廃し、
その区域を既存の市町村
に加えること。この場合、
A町は存続し、B町の法
人格は消滅します。

協定項目
2

合併の期日

調整内容

合併特例法に基づく財政支援を受けるため、平成17年3月31日までに合併申請を行うこととする。合併の期日は、平成17年9月1日を目指すこととして今後の合併協議会の進捗状況を勘案し再度協議する。

【合併の期日を協議する上でのポイント】

① 合併特例法の期限

現行の合併特例法は、平成17年3月31日までに合併した市町村に対し、同法に基づく財政支援が受けられることとなります。ただし、現在合併特例法の改正案が出されており、改正された場合、平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て、都道府県知事に申請を行ない、平成18年3月31日までに合併したものについて、現行の特例法が適用されることとなります。

② 上記以外のポイント

- ・住民との意見交換及び合意形成に要する期間
- ・住民生活への影響
- ・合併に予定される事務事業・公的行事との関係
- ・協議会の協議の進捗状況
- ・首長及び議会議員の任期
- ・合併時の事務処理及び引き継ぎの利便性

以上のポイントを総合的に勘案し、期日を決める必要があります。

特に窓口での住民サービスに支障を来さぬよう、電算システムの移行が無理なく行なえる日が望ましく、ある程度の余裕を持った時期を慎重に選定しなければなりません。

◎ 合併の期日

合併の期日の協議に関わってくる合併特例法の期限と、合併までに要する期間についての説明がありました。

■ 主な意見・質問

質問—資料には、案として「平成十七年九月の合併を目指す予定」となっておりますが、予定としている理由を伺いたい。

回答—現行の合併特例法は、平成十七年三月三十一日までに合併した市町村に対して適用となりますが、合併までには合併協定書を作成し、各町議会の議決を経た後、さまざまな法的手続きを行わなければなりません。残り十二カ月でそれらを行なうのは難しいと考えます。そこで任意協議会では、平成十七年三月三十一日までに、協定書をつくり北海道知事に申請し、その後合併に向けての準備を進めたいと考えました。準備には六カ月くらいかかりますので、新しい町をスタートさせるのは、平成十七年九月一日あたりになると考えました。

質問—大成町の町長の任期が平成十

七年九月九日ですが、案として出された平成十七年九月一日と関連はないのですか。

回答—関連はありません。

質問—合併特例法による財政支援があることですが、これは、十七年の八月や九月に合併すること、十八年三月に合併することでは、違いがあるのですか。

回答—違いはありません。

意見—合併の期日を協議する前に、まず、平成十七年三月三十一日までに合併の議決をするかしないかということを議論する必要があると思います。その後、平成十八年三月三十一日までの間のいつまでに合併するかを協議すべきではないでしょうか。

意見—合併に向かうのであれば、特例債を使わない手はないと思います。ですから、平成十七年三月三十一日までに各町の議決をいただき、合併申請を出すことに賛成です。その後の合併期日については、継続審議にする必要があるのではないかと思います。

意見—期日について、継続審議にす



ることも結構ですが、やはり進んでいくべき目標とというのが必要ではないでしょうか。

会長―合併期日については平成十七年九月を目標とし、延びる可能性も重ねていくということをご理解いただきたいと思います。

◎新町の名称

名称決定に当たっては、住民の意向、歴史的地理的背景、首長や議会の意見等を踏まえ、総合的に決定する必要があることが説明されました。

また、先進事例の紹介をし、最近の傾向として、地域の歴史、文化や地理的特性、名前の知名度、定着度、住民公募の結果などから住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称が選択されているという説明がありました。

■主な意見・質問

意見―住民の一体感を考えるならば、公募がいいと思います。そして、小委員会をつくり、公募の中から名称を選ばないのではないですか。

意見―三町で人口のばらつきがある中で公募を行なって、公平な意見が出てくるのか疑問です。小委員会を設置して協議し、最終的に協議会で決定する方式がいいと思います。

意見―任意協議会での調整内容として、「小委員会を設置し検討する」となっておりますので、それでいいのではないのでしょうか。

会長―今後小委員会を設置し、その

中で公募を含め、いろいろな方法の中で検討していただくということでもよろしいでしょうか。

「異議なし」という声がありました。

会長―それでは新町名称を検討する小委員会を設置することを決定いたします。委員は小委員会設置規程第三条に基づき、次回の協議会までに指名をいたします。

協定項目
3

新町の名称

調整内容

法定協議会内に新町名称に係る小委員会を設置し、公募等も含め新たな名称を幅広く検討する。

新設合併の場合、合併前の市町村の法人格は消滅することになり、新しい町としての法人格が発生することになります。そのため、新町の名称についても協議が必要となります。

【名称の定め方】

地方公共団体の名称は、当該地域に住む住民の日常生活に密着しており、住民にとって非常に重要なもので、その名称の意味するところがあまりにも不穏当なものであるとか、読み方のわからないもの、また、近隣地方公共団体の名称と類似しており、郵便物の配達等に混乱を生ずる恐れのあるもの等は、不相当と思われる。

市町村の名称として、大多数は、漢字を使用しています。ひらがな、カタカナの市町村もありますが、記号やローマ字を使用している市町村はありません。「○☆」のような記号を用いたものは、その読み方がはっきりと特定できないので、不相当と思われます。ローマ字の場合は、従来から使用されている漢字、ひらがな、カタカナと違い日本の文字でないということに注意する必要があります。

事務事業に関する調整方針

① 基本的な考え方

事務事業調整は、大成町、瀬棚町、北檜山町が現在行なっているすべての事務事業について、現状を踏まえつつ、新町において当面どのように事務事業を進めていくのかを調整するものです。

また、新町での速やかな一体化の促進と、新たなまちづくりに結びつけるために行なうものでもあります。

原則として、合併時に制度等を統合・再編していくものとしますが、これまでの経緯や住民への影響から、統合・再編が難しいものや、新町において統合・再編を図った方が適当と考えられるものについては、新町において調整するものとします。

事務事業の調整に当たっては、次の五つの方針のもとに、統一かつ体系的に行なうものとします。

事務事業を調整する際の五つの方針

● 一体性の確保（住民福祉に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める）

住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用やその申し込みなど、住民生活にかかわる事項について、住民生活に支障のないよう調整を図るものとする。

● 住民福祉向上（住民サービス及び住民福祉の向上に努める）

各町で行なっている各種サービスについては、現行のサービスを低下させないことを原則に調整を図るものとする。

● 負担公平（負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める）

町民税や使用料・手数料など、住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し、調整に努めるものとする。

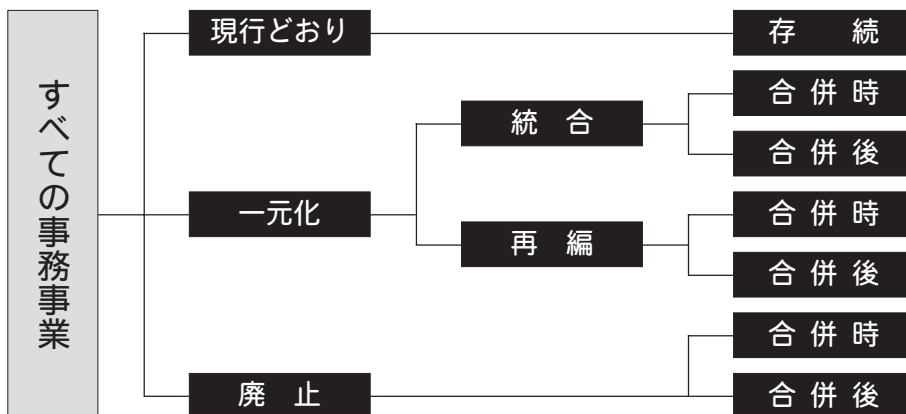
● 健全な財政運営（健全な財政運営に努める）

安定した予算編成が行なえるよう、財源の確保に努めるとともに、経常経費、投資的経費のバランスのとれた財政運営を心がけ、地方分権の時代にも対応できる健全な財政運営に努めるものとする。

● 行政改革推進（行政改革の観点から事務事業の見直しに努める）

現在及び今後の社会情勢も踏まえ、「スクラップ・アンド・ビルド」の視点に立った行政改革を推進しつつ、これからの進むべき自治体のあり方も視野に入れながら、調整に努めるものとする。

② 調整方針の分類（次の分類のいずれかによるものとする）



(注) 1. 統合とは、構成町のある町の例を用いること。
2. 再編とは、構成町の例を用いず、新たに事業の見直しを行なうこと。

スクラップ・アンド・ビルド方式
行政組織は、放置すれば肥大化するので極力これを抑える必要がありますが、同時に新規の需要には対応しなければなりません。
そこで機構を新設（ビルド）する場合には、現在の機構を廃止（スクラップ）し、全体として機構の増大を防ごうとする方式のこと。

新町建設計画の概要

① 新町建設計画とは

大成町、瀬棚町、北檜山町の住民に対して、新町の将来に関するビジョンを示し、これによって住民が合併の適否を判断するという、新町のマスタープランとしての役割を果たすものであり、新町の将来進むべき方向を示すものです。

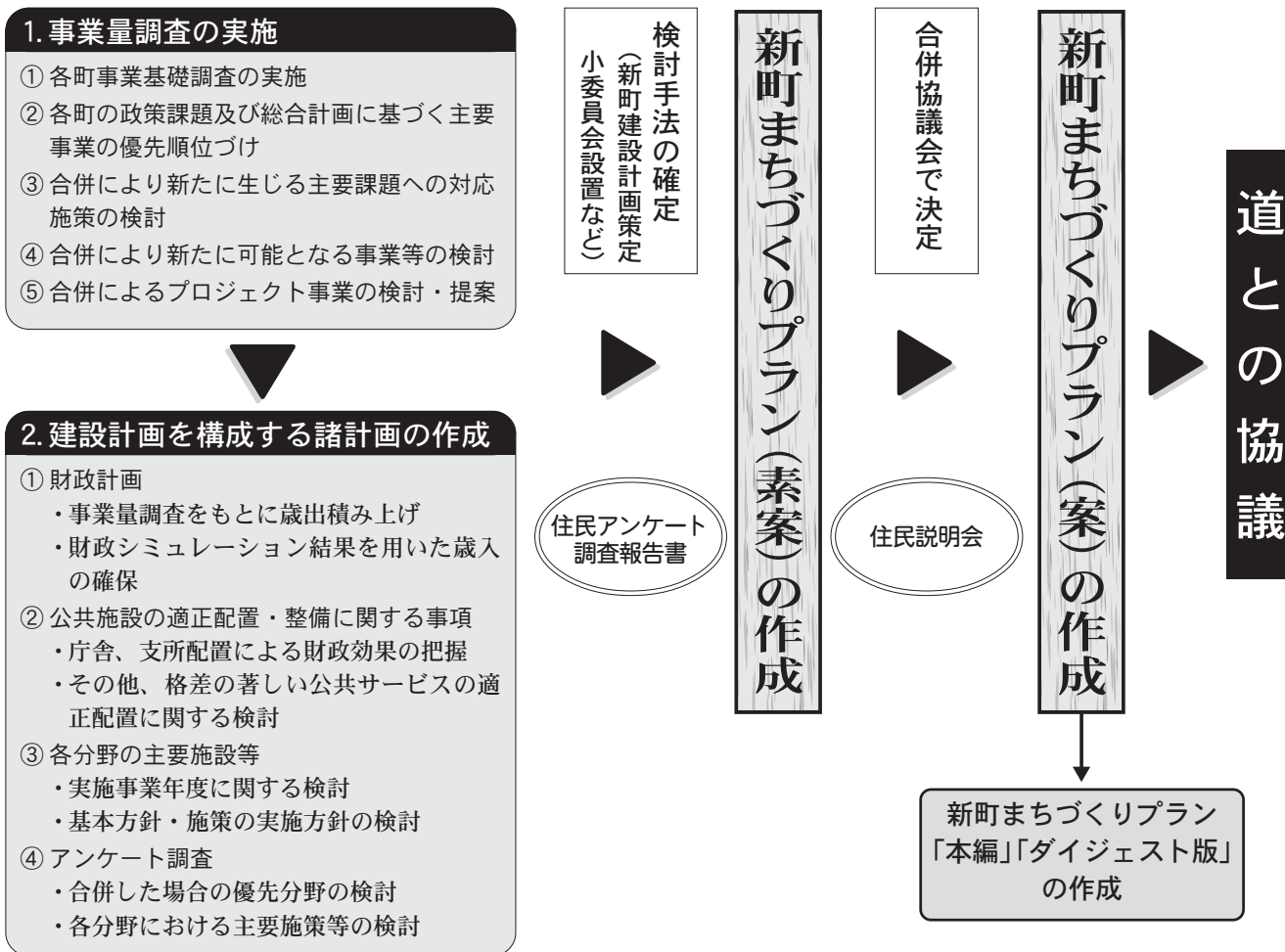
市町村の合併の特例に関する法律（「合併特例法」という）に基づくさまざまな財政支援を合併市町村が受けるためには、この計画が前提となります。

② 新町建設計画の内容

合併特例法により、合併しようとする市町村は、合併協議会において市町村建設計画（「新町建設計画」という）を作成することが決められています。

合併特例法では、新町建設計画に盛り込むべき事項として、①新町の建設計画の基本方針 ②新町の建設の根幹となるべき事業に関する事項 ③公共的施設の統合整備に関する事項 ④新町の財政計画の四つの事項が例示されています。

③ 計画の作成手順（以下の手順で新町建設計画を作成します）



合併特例法では、建設計画を作成する際に以下の理由で都道府県知事との事前協議を義務づけています

- ・市町村建設計画に都道府県事業を位置づけることができるとされているため、計画作成に当たって知事と事前に調整を図る必要があるため。
- ・住民や議会に対し、合併に関する判断材料を提供するという性格を持つことから、その内容をより適切かつ実効性のあるものとするためには、第三者的な立場にある都道府県知事は、計画作成に当たって必要な相談等に応じるなどの措置を講じることが適当であるため。

ホームページを開設しました

<http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>



檜山北部3町合併協議会では、ホームページを開設いたしました。

今後、ホームページでも合併協議会の開催日程や合併に関する情報を提供いたします。また、合併協議会の資料や会議録等もご覧になれます。

合併に関するQ&Aのコーナーや皆さんからのご意見コーナーもございますので、ぜひご利用ください。

協議会は公開しています

檜山北部3町合併協議会では、ひと月に2回のペースで協議会を開催しています。

協議会は公開していますので、傍聴することができます。詳しくは、合併協議会事務局までお問い合わせください。

皆様の傍聴をお待ちしています。

第4回合併協議会(予定)

日時：平成16年5月28日(金)午後1時30分～
場所：北檜山町 健康センター

第5回合併協議会(予定)

日時：平成16年6月11日(金)午後1時30分～
場所：瀬棚町 町民センター

※日時は都合により変更となる場合がありますので、ご確認ください。

ご意見、ご質問をお寄せください。

合併協議会事務局では、皆様の合併に関するご意見やご質問をお待ちしております。

お問い合わせは

檜山北部3町合併協議会事務局

<http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp